

令和5年度 正蓮寺川公園に設置するパブリックアートのお披露目イベント業務委託 仕様書

1 業務名称

令和5年度 正蓮寺川公園に設置するパブリックアートのお披露目イベント業務委託

2 業務目的

此花区役所においては、環境問題克服の象徴である正蓮寺川公園に、2025年日本国際博覧会（以下「万博」という。）の趣旨に共鳴しこれを強く支持するとともに、区制100周年を記念するため、この公園に相応しい100以上のパブリックアートを長年かけ設置し、この公園をアートの魅力によって区外からも多くのお客様が訪れる場としていく構想を実現することとしている。

この構想は令和6年度からの本格実施をめざしているが、これに先立ち今年度において、正蓮寺川公園に「万博のロゴマークをモチーフとしたパブリックアート」の常設設置を予定している。

また、本案件にかかるお披露目イベントについては、広く区内外に向けSNS等も活用したPRなどの広報を強力に実施するとともに、お披露目イベントへの来賓・招待等を積極的に行うことで、本格実施に向けた機運を大いに盛り上げ、かつ、万博の機運醸成の一助とすることが本事業の目的である。

3 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 業務内容

上記2の業務目的を達成するため、お披露目イベントを企画し、イベント当日は設営及び運営すること。なお、(1)~(5)の内容を遵守すること。

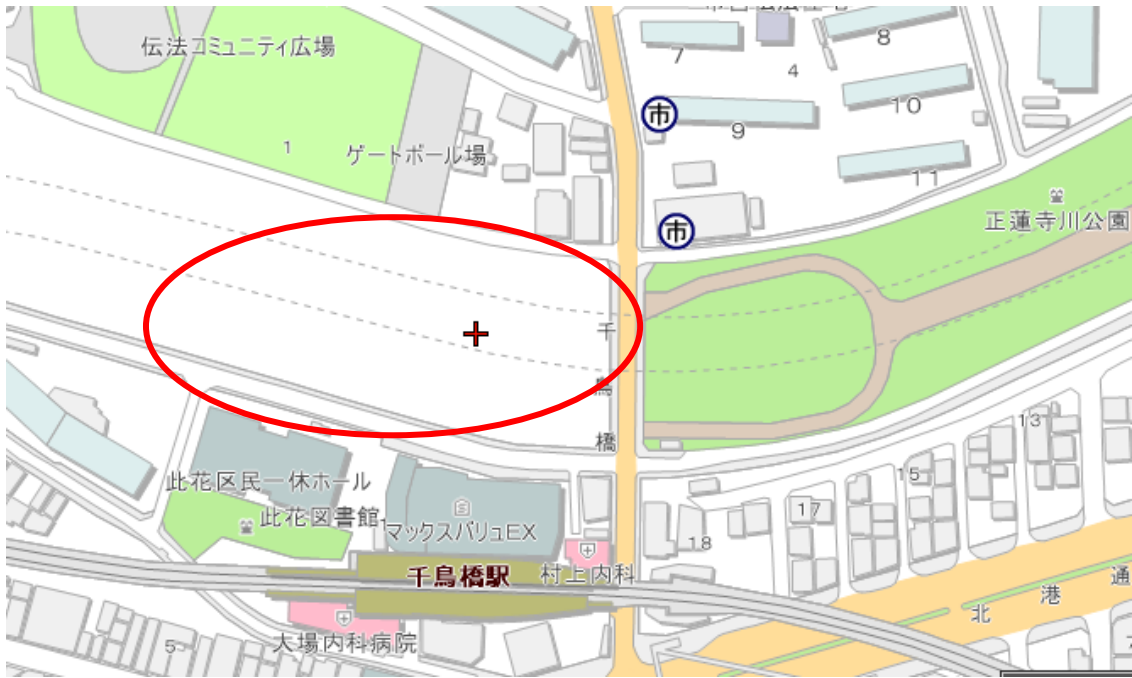
(1) 開催日

令和6年3月中のいずれかの1日。開催日については、パブリックアートの設置状況を鑑みて、発注者や受注者、その他関係者と調整した上で後日決定する。

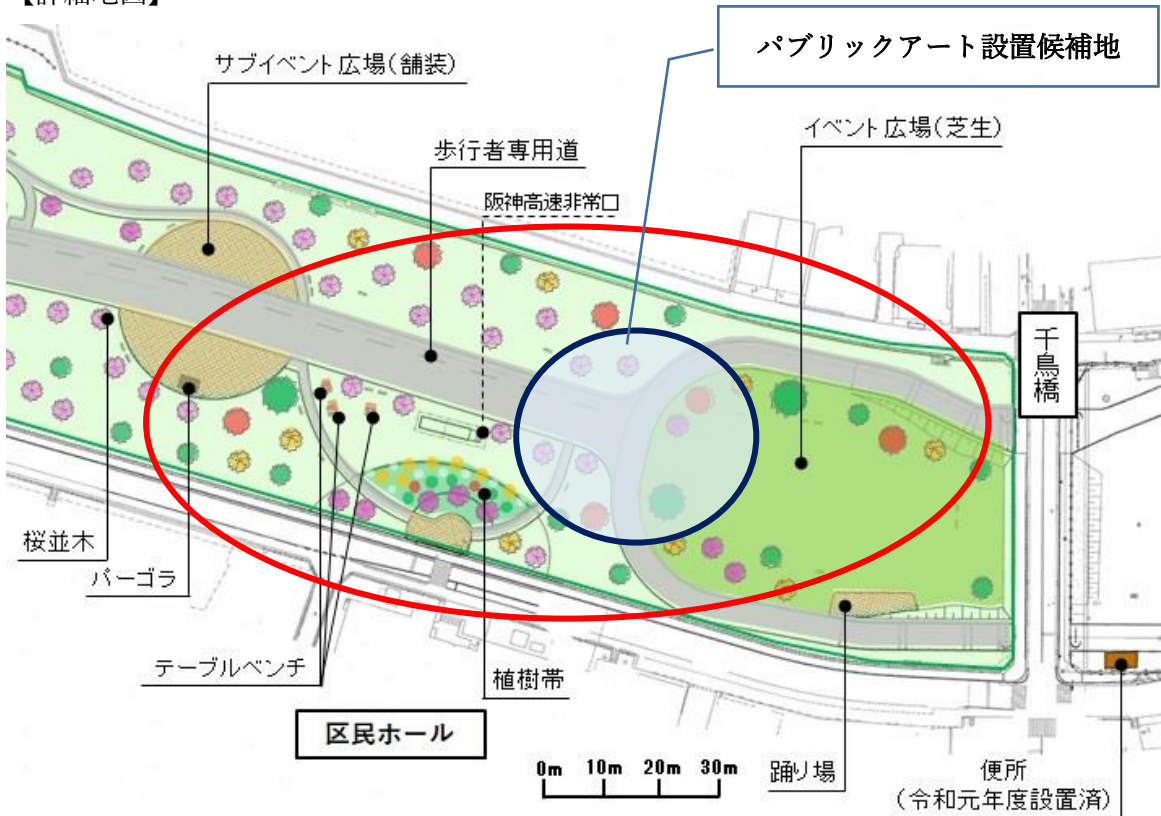
(2) 実施場所

大阪市此花区伝法2丁目付近の正蓮寺川公園内（次ページ地図の赤丸囲み箇所）

【広域地図】



【詳細地図】



※ ただし、パブリックアートの設置場所が変更になった場合は、それに付随して実施場所も変更となる場合あり

(3) 会場設営及び撤去時期

- ア 一般市民が利用する公園であることから、当日にすべての作業をおこなうこと。作業及び必要資機材等の搬送等の日時、作業時間帯は、作業着手までにあらかじめ監督職員と調整すること。
- イ 当日までに監督職員立ち会いのもと、あらかじめ現地確認を行うこと。
- ウ それぞれの作業完了については、監督職員立ち会いのもと、了解を得ること。

(4) 作業実施に当たっての条件

- ア 公園使用に当たっての公園管理者への許可申請については発注者が行う。受注者は許可申請に必要な情報については発注者に情報提供を行うこと。
- イ 当日会場となる公園においては、会場直近まで4 t車まで車両の乗入は可能である。乗入車両の台数について、公園管理者に報告する必要があることから発注者に報告すること。
- ウ テントなどの設営物を用いる場合は、風等で飛散しないよう受注者で固定を行い、固定に必要な資機材については受注者で準備を行うこと。
- エ 設営物の固定に際しては公園管理者と事前協議の結果、置式アンカーでの固定となっていることから地面に杭を打設して設営物の固定は行わないこと。
- オ 会場設営および運営に必要な資機材（電源も含む）については受注者で準備を行うものとする。発電機を使用する場合、必要な燃料についても受注者で準備を行うこと。また、発電機などの使用する機材については周辺を考慮して防音・静音を考慮した機材を使用すること。
- カ 配線を地表面に配線する必要がある場合、公園利用者の安全確保のため必ず養生措置を行うこと。

5 設置予定のパブリックアートについて

(1) 大きさ

2 m～2.5 m程度

(2) 設置予定場所

大阪市此花区伝法2丁目付近の正蓮寺川公園内（4 業務内容 (2) 実施場所【詳細地図】内の「パブリックアート設置候補地」参照）

6 荒天時等の措置について

気象警報が出るなどにより、現地でお披露目イベントが実施出来ない場合は中止とする。気象条件の判断については、前日17時に気象庁より発表される天気予報で判断することを基本とするが、判断しがたい場合には当日5時に気象庁より発表される天気予報で最終判断を

行う。

7 緊急時の対応

開催期間中、設置物にトラブルが発生した場合、直ちに現地へ出向き対応できるよう体制を整えておくこと。なお、この際の費用は受注者負担とする。また、期間中は担当者と常に連絡がとれるようにしておくこと。

8 検査について

検査の時期は、全ての業務が完了した後に行う。

9 仕様変更等

(1) 仕様変更

やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ協議し承諾を得ること。

(2) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて協議して定める。

10 その他

- (1) 業務の進行にあたっては、当区担当者と十分協議して実施すること。
- (2) 受注者は業務実施日における連絡体制を定め、発注者に書面で報告すること。
- (3) 本事業に係る協議、打ち合わせ等の必要経費、その他業務に要する経費はすべて受注者の負担とする。
- (4) 当業務の作業の際には、安全面に十分注意すること。
- (5) 本事業に関わっての事故など、一切の責任は受注者で負うこと。
- (6) 本業務を通じて知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。
- (7) その他、委託業務遂行中に疑義が生じた場合は、速やかに本市に連絡し、指示を受けること。

11 担当

〒554-8501

大阪市此花区春日出北1丁目8番4号 此花区役所まちづくり推進課（総合企画）

電話：06-6466-9502

Eメール：td0010@city.osaka.lg.jp